



国民健康保険からのお知らせ



ジェネリック医薬品を活用しましょう

◎ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは？

ジェネリック医薬品は、新薬(先発医薬品)の独占販売期間が終了した後に販売が許可される後発医薬品のことです。新薬と同じ有効成分で開発・製造され、品質や安全性も同等であると国に承認されているものです。

◎どんなメリットがあるの？

新薬より低価格で個人負担が少なくなります。新薬の開発には莫大な費用がかかりますが、ジェネリック医薬品は新薬の独占販売期間終了後に同じ有効成分で製造・販売されるため、開発費用がかからず安く提供できます。

また医療費は皆さんの窓口負担や国民健康保険税でまかなわれていますので、皆さんの負担軽減にもつながります。

◎使用するにはどうすればいいの？

ジェネリック医薬品は、処方せんが必要な薬です。自分の服用している薬が変更可能かどうかは、医師または薬剤師にご相談ください。

町では、対象となる薬を服用されている方で、ジェネリック医薬品を使用した場合に差額が100円以上になる国民健康保険加入者の方に差額通知書を3カ月ごとにお送りしています。

また保険証やお薬手帳に貼れる「ジェネリック医薬品希望シール」がありますので、ご希望の方はお問い合わせいただき、ぜひご利用ください。

問 町民生活課 ☎ 72-6933

国民年金コーナー

産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

この制度は、国民年金保険料を月額100円程度引き上げることにより、国民年金の被保険者全体によって支えられています。

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除になります。

届け出は、出産予定日の6カ月前からできますので、お早めの届け出をお願いします。

届け出の用紙は、日本年金機構のウェブサイトからダウンロードするか、町民生活課または郡山年金事務所に備え付けてあります。

国民年金付加保険料制度について

付加保険料制度は、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料(月々400円)を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされる制度です。

付加保険料を納めるためには、申し込みが必要であり、申し込みをした月分から付加保険料を納めることとなります。

■お申し込み・お問い合わせ先

問 郡山年金事務所 ☎ 024-932-3434

問 町民生活課 ☎ 72-6933